

令和4年度『草津町出産・子育て応援事業』のご案内

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します

●伴走型相談支援

＊面談の実施時期

- ①妊娠届出時
- ②妊娠7～8ヶ月頃の妊婦訪問
- ③出産後の新生児訪問

●経済的支援

※伴走型相談支援の面談実施後に支給します

○出産応援ギフト

妊婦1人当たり5万円

○子育て応援ギフト

新生児1人当たり5万円

○支給方法 申請時に指定した口座へ振込み

●申請期間：令和5年2月13日から令和5年3月31日まで

※令和5年度以降も継続して実施します

●申請方法：以下の1～4の対象者ごとに申請方法が異なります

1. 令和4年4月1日～令和5年2月12日までに出産された方

- ・支給内容：出産応援ギフト・子育て応援ギフト
- ・支給額：10万円（出産応援ギフト5万円、子育て応援ギフト5万円）
- ・支給方法：口座振込み（申請者以外の口座には振込みできません）
- ・申請者：出産された方（子育て応援ギフトは養育者が申請者となります）
- ・申請方法：案内文、申請書、アンケートを郵送しますので、必要事項を記入の上、草津町保健センターに申請を行ってください。
※添付書類：本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、振込先の口座番号が分かるもの（通帳の写し等）

2. 令和4年4月1日～令和5年2月12日までに妊娠の届出を行い、現時点で出産をされていない方

- ・支給内容：出産応援ギフト
- ・支給額：5万円
- ・支給方法：口座振込み（申請者以外の口座には振込みできません）
- ・申請者：妊娠の届出を行った方
- ・申請方法：案内文、申請書、アンケートを郵送しますので、必要事項を記入の上、草津町保健センターに申請を行ってください。
※添付書類：本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、振込先の口座番号が分かるもの（通帳の写し等）

3. 令和5年2月13日以降、妊娠の届出を行い、届出時に面談を受けた方

- ・支給内容：出産応援ギフト
- ・支給額：5万円
- ・支給方法：口座振込み（申請者以外の口座には振込みできません）
- ・申請者：妊娠の届出を行った方
- ・申請方法：妊娠届出時の面談において、アンケート及び申請書等の必要書類を記入していただきます。
※添付書類：本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、振込先の口座番号が分かるもの（通帳の写し等）

4. 令和5年2月13日以降に出産し、妊娠8ヶ月頃の妊婦訪問と出産後の 新生児・産婦訪問で保健師等による面談を受けた方

- ・支給内容：子育て応援ギフト ・支給額：5万円
- ・支給方法：口座振込み（申請者以外の口座には振込みできません）
- ・申請者：新生児産婦訪問を受けた母親または養育者
- ・申請方法：妊婦訪問（妊娠8ヶ月頃）において、アンケート及び申請書等の必要書類を配布させていただきます。出産後、新生児・産婦訪問時に保健師等の職員が必要書類をお預かりします。
※添付書類：本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、
振込先の口座番号が分かるもの（通帳の写し等）

●その他 注意事項等

- ・所得制限はありません
- ・他の自治体で「出産・子育て応援給付金」を既に受給した方は対象外です（重複して受給することはできません）
- ・妊娠届出後の流産・死産、出生届出後の死亡の場合も対象となります
- ・里帰りや転出の予定がある場合の申請方法について心配な方は、保健師にご相談ください

妊婦さん・子育て中の方へ

これから出産を迎える方、子育て中の方が安心して
出産し子育てできるよう面談やアンケートを用いなが
ら相談や支援に繋がっていきます。

「誰に相談したらよいか分からない」「こんなことを
聞いてもいいのかな」と様々な不安や悩みがあるかも
しれません。ぜひ、面談や訪問以外でも、お気軽に
保健師までお声掛けください。



お問合せ先：草津町役場健康推進課（保健センター）
草津町子育て世代包括支援センター

時 間：平日午前8時30分～午後5時15分

電 話：0279-88-5797